

## 議案第8号

白井市下水道条例及び白井市水道事業給水条例の一部を  
改正する条例の制定について

白井市下水道条例及び白井市水道事業給水条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

令和7年11月21日提出

白井市長 笠井 喜久雄

### 提案理由

本案は、国からの技術的助言を踏まえ、災害その他非常の場合における給水装置工事及び排水設備等の工事を行うことができる事業者等の特例を定めるため、関係する条例の一部を改正するものです。

# 白井市下水道条例及び白井市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(白井市下水道条例の一部改正)

第1条 白井市下水道条例（平成7年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(白井市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 白井市水道事業給水条例（平成10年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「管理者以外の者」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第8号資料

○白井市下水道条例及び白井市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(第1条関係) 白井市下水道条例(平成7年条例第18号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p><b>第6条</b> 排水設備等の新設等の工事は、各都道府県下水道協会等が実施する排水設備工事責任技術者共通試験に合格した者又はそれに準ずる者で、千葉県下水道協会に登録した者が専属する業者として管理者が別に定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。 ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者(法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p><b>第6条</b> 排水設備等の新設等の工事は、各都道府県下水道協会等が実施する排水設備工事責任技術者共通試験に合格した者又はそれに準ずる者で、千葉県下水道協会に登録した者が専属する業者として管理者が別に定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/>

(第2条関係) 白井市水道事業給水条例(平成10年条例第4号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(工事の施行)</p> <p><b>第6条</b> 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により、管理者以外の者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(工事の施行)</p> <p><b>第6条</b> 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p>